

參議院商工委員會會議錄第二十二號

第九部 商工委員会會議錄第二十二号 昭和三十九年四月二十一日【参議院】

—

しておきたいと、こういう趣旨でござ

には必要ではなからうかという、法制

るかということにつきましては、むし

る鉱区調整というよりも施業案の特例規定がございしますが、その施業案の変更の勧告、命令もある程度やるべきではなからうかというふうなおおそく考え方があったと思うわけでございしますが、この法が制定されてから一年後に、当時予想していなかった石油資源開発株式会社をつくるということになりましたのは、やはり石油の探鉱というものは純粋の民間ベースでは非常に膨大な資金が要りますし、しかも非常にリスクである、当時この法律の施行と同時に探鉱奨励金等も多少増額はいたしたわけでございしますが、やはり五カ年間に百万キロー——当時三十三、四万キロの生産であったわけでございしますが、それを三倍以上の生産目標まで持つていくということになる、どうもこの法律だけでは必ずしも十分ではなからうという実は反省がございまして、やはりそういう探鉱専門にやるような国策会社をつくる必要がある、こういうことに相なったわけでございします。ただ結果的に申しますと、SKがございまして、SKに帝石の持つておりました有望鉱区を譲渡させるという面につきまして、この法律の発動によってやったわけではございせんが、この法律をうしろだてにいたしまして、所望のとりの鉱区の譲渡が帝石から石油資源開発株式会社になされた、こういうことに相なっているわけではございせん。

○中田吉雄君 そうしますと、帝石の持つていた鉱区についても施業案について勧告したり命令をしたり、鉱業権の上に眠っているのを規制するような措置を講じたのですか、それはどうですか。

○政府委員（加藤悌次君） 本法の実績をいたしましては、最初の規定にございします地域を指定いたしまして、当該指定された地域内において本法の第二条以下を適用するということになるわけでございしますが、法律の発動の実績をいたしましては、この地域の指定、当初十カ所ばかりやっておりまして、これだけの実績しかない、こういうことでございします。

○中田吉雄君 説明される御趣旨はわかりませんが、とにかく本法が制定されたのが二十九年で、開発五カ年計画もそのときにでき、翌年SKができた。あとで御尋ねしますが、千六百の鉱区を、この法をうしろだてに伝家の宝刀としてやったもので、これが一連の関係があったものだろうか、そうすれば、この法律もなかなか深い読みをしておいたのじゃないかと思つて尋ねたわけですが、わかりませんが、そうしますと、この法律をうしろだてとして試掘権を千四百一十一、出願権を五百五十二、合計千六百九十三件の譲渡をしたというふうになっているのですが、そうすると帝石にはどういうふうに残っているのでしょうか、これだけ残っているのではありませんか、これだけ係資料の末尾に金額が入れているのですが、これは譲渡した金額ですか、その点をお尋ねします。

○政府委員（加藤悌次君） 帝石に残りました鉱区のはつきりした数字はちよつと手元に資料がございせんが、パーセンテージを申し上げますと、当時帝石からSKに対して譲渡しました試掘権が千四百一十一、お手元に資料があるようでございします、これが当時帝石が持つておいた試掘権の数の八七％、

したがって、帝国石油に残りました試掘権は当時残りの一三％であったというところに相なるわけでございします。それからもう一つの御質問の金額は譲渡の代金でございします。

○中田吉雄君 帝石が持つておいたもののうち八七％を譲渡してあと一三％残っているということですが、これはあとでも御尋ねしますが、このことは帝石の経営困難という問題とはからんでいないのですか。

○政府委員（加藤悌次君） それとは直接関係がないと存じております。当時帝石から石油資源開発会社に試掘権の譲渡をさせたわけでございしますが、そのときの考え方といたしましては、今後の石油の探鉱試掘、これはもっぱら新しい国策会社としての石油資源開発株式会社がすべて行なうようにする。したがって、当時帝国石油の手にございまして、全然手のつておられなかつた試掘権は、原則的にSKに譲渡させる。当時試掘権、探掘権は当然でございしますが、帝国石油が現に事業開発をいたしておりまして、事業をいたしておいた油層等があるわけでございしますが、これに関連する試掘権というもののについては、一応帝石の手元に保留する、こういう考え方でございします。すでに手を付けて開発をしておいた鉱区については、これは帝石にそのまま保留する。それから自後帝石の新しい仕事といたしましては天然ガスの開発、これはもっぱら帝石のほうでございまして、それに必要なガス鉱区は帝石のほうに保留した、こういう考え方でございします。

の主として譲渡した鉱区は石油の埋蔵量が多いと想定されるところで、それに伴つて出るガスは掘つてもいいというもので、これはSK法を見ると、石油の迅速な、計画的な開発をやるというふうになつていて、事業の中にやはり石油の探掘に伴うガスというふうになつてはいるが、その関係はどうなんですか。

○政府委員（加藤悌次君） SKができましたときの整理のしかたをいたしましては、ただいま先生御指摘のようには、SKがもっぱら原油の探鉱試掘から開発を行なう、これに伴いまして、当然天然ガスが出てまいります。これは当然SKがやることになります。それから帝石は、今後新しく手をつけられるのはもっぱらガス田の探鉱なり開発であります。経過的にすでに手をつけ開発を行なっている原油の開発、これは従前どおり帝石の手に残す、こういう整理のしかたであります。

○中田吉雄君 私はやはりどうも埋蔵量指数と申しますか、RP指数ですね、会社の健全な指数を保つために、八七％もやはり移譲したことも一つの困難になった原因じゃないかというふうに思うのですが、それはありませんか。

○政府委員（加藤悌次君） そういうことはございせんが、逆にいま申し上げました整理のしかたから、これは当初原油、石油が有望であると思つた鉱区であるけれども、むしろ天然ガスのほうに有望であるというふうな、たとえば開原の鉱区の例でございしますが、これは逆にその後これは三十五年、六年度でございしますが、SKのほうから帝石に鉱業権の譲渡をしてい

る。こういうようなことで、必ずしも帝石に残されたものが貧弱なものであるということにはならぬというふうに存するわけでございします。

○中田吉雄君 廃止をはかります法案をうしろだてにして石油資源開発株式会社ができて、鉱区の譲渡ができたわけですが、そうしますと、石油資源開発会社と帝石とで、いまガスと石油です、ね、開発の度合いとそれぞれの計画との関係はどうなのですか。

○政府委員（加藤悌次君） ただいま申し上げましたように、原油が大体石油資源開発株式会社が探鉱並びにその後の開発をやるということで進んでまいつておるわけでございしますが、御承知のその後昭和三十七年度を初年度といたしまして第二次の開発計画というものができたわけでございしますが、それと対比してみますと、探鉱に投入した資金の実績なりあるいは生産の実績というものは、いずれもその計画の数字を上回つておるというふうになっておるわけでございしますが、一方天然ガス、これは必ずしも第二次五カ年計画と対比してみますと、生産の実績においてもあるいは探鉱の投資額においてもそのとおりにはなつておらない、こういう実績を示しておるわけでございします。

○中田吉雄君 これの実績出すとどうなりますか。石油についてSKと帝石と。

○政府委員（加藤悌次君） ちよつと古い資料をいま調べておりますが、とりあえず私の手元にあるもので申し上げますと、大体原油のほうでいいますと、石油資源開発会社の生産が六に對して帝国石油が四、それからガスのほう

うでいいますと、その逆でございまして、石油資源開発会社が四に対して帝国石油が六、こういうかっこうに相なっておりますのでございまして。それで三十六年度の実績を見ますと、これは原油でございまして、石油資源開発会社の生産実績が三十八万五千キロリットル、帝国石油株式会社の生産実績が三十六万四千キロリットル、こういうことになっております。それから三十七年度につきましては、石油資源が四十四万六千キロリットル、帝国石油が三十八万五千キロリットル、それから三十八年度、本年度は見込みでございまして、最終の数字がまだ判明いたしておりませんが、一応見込みの数字としては、石油資源開発会社が五十二万六千キロリットル、帝国石油株式会社が三十六万九千キロリットル、こういう数字になってございます。

一方、天然ガスでございまして、同じ期間をとりまして、三十六年度は帝国石油が四億三千七百立方メートル、石油資源開発会社が一億八千八百立方メートル、それから三十七年度は帝国石油が五億六千九百万立方メートル、石油資源開発会社が二億六千七百立方メートル、それから三十八年度の一部見込みを含めました数字が、帝国石油が八億二千四百立方メートル、石油資源開発会社が四億五千三百立方メートル、これは帝国石油と石油資源開発会社だけの数字を申し上げましたが、そのほかにも多少生産の実績がございまして。特にその他の占める比率は、天然ガスのほうにつきましては、比較的パーセンテージが三〇%ぐらいございまして、高い、こういうことになっております。

○中田吉雄君 石油につきましては、ほぼ目的を達したが、ガスについては所期の目的を、計画を達成していないという主たる原因は何ですか。

○政府委員(加藤次君) 一つは、帝国石油会社の秋田の八橋油田、これが三十七年度の初めごろ一日五十万立方メートルぐらゐ出ておったわけでございまして、これが同年の春以来急速に減衰をしまして、現在おそろく十五、六万、十七万立方メートル、三分の一以下に減つておるわけでございまして、これは一般の予想を非常に上回るような減衰の状況であることが、何と申しまして生産が予定どおりにいかなかった大きな原因になっているのじやなからうか、こういうふう存するわけでございまして。

それからもう一つ、実績をいろいろ検討してまいりますと、やはり一方において生産をすると同時に生産をした分を償つてなかつたそれ以上の埋蔵量を確保するということが、今後生産を上げていく場合に必要であるわけでございまして、当初考えておりました水溶性ガスの探鉱開発というものが、御承知の新潟の地盤沈下問題を契機にいたしまして、相当な現在規制をやっておりますので、自來天然ガスの今の開発のウェイトを、逐次石油と同じ保存状況にございまして、その構造性ガスに移行をしまして、ということ、そういうことになりまして、と、探鉱のために非常に多額の資金を要すると同時に、またこれがリスキーであるということもございまして、そういう探鉱のために必要な資金の余裕が必ずしも十分でなかつた。帝石はもとと私企業でございまして、営

業面の配慮ということも必要なのでございまして、そういう非常に多額の資金と、しかもリスキーであるという探鉱に対して、必ずしも営業面の配慮から申しまして十分の活動ができておらなかつたのではなからうか、こういう気がいたすわけでございまして、一番大きいのは八橋油田が非常に急速に減つてまいつたということでございますが、探鉱活動が必ずしも十分ではなかつたのではなからうか、こういう点が現時点においては反省されていような次第でございまして。

○中田吉雄君 この法律自体についてはあまり問題はないと思うのですが、さきにもう一ぺん返つて、この問題の質問のけりにしたいと思うのですが、経過措置に触れる鉱区は幾らくらいですか。

○政府委員(加藤次君) お手元の資料に書いておつたと存じますが、七ページの一番下にございまして、試掘権が十件、それから探掘権が三十件、探掘権は直接関係ございせんが、こういう状況にあるわけでございまして。

○中田吉雄君 この問題は、この法案についての質問はその程度にしまして、次に石油資源開発株式会社に対する予算や財政措置についてはどうなっているか。私かなり今度はSKの性格が変わつてくるのじやないかと思うので、その点少し質問したい。

○政府委員(加藤次君) 三十九年度の財政投資関係で、SKに対しては産業投資特別会計から出資金二億、それからSKが発行します債券を政府で保証する、いわゆる政府保証債でございまして、このワケが五億、この二つに相なつておるわけでござい

ます。

○中田吉雄君 昨年はどうなつていましたか。

○政府委員(加藤次君) 出資が五億、それから政府保証債が十億でございまして。

○中田吉雄君 この出資も政府保証債も半分あるいは半以下になつておるのですが、私はこの点石油資源開発のために非常に心配するのですが、これはどうなんですか。

○政府委員(加藤次君) 昭和三十年にこの石油資源開発会社ができました、自來民間と政府との出資を仰ぎまして、その使命でございまして石油の探鉱活動を続けてまいつたわけでございまして、昨年度までの出資の実績は、資本金は総額百五十五億をちよつと切るわけでございまして、大体百五十五億であるわけでございまして。そのうち政府の出資が百億弱、残りの五十五億を民間の出資に仰いでおる、こういう関係にございまして、いままでおつぱらこの出資金を使ひまして探鉱活動を行なつてまいつたわけでござい

ますが、ようやく探鉱の成果が見えてまいりまして、先ほども申し上げましたように、かなりの生産の実績をあげてまいつておるということで、御承知のように、昭和三十一年から当該年度に関する限りは黒字に転化をしまして、いったんということもございまして、いわば石油資源開発会社の過去のそういった努力が報いられてまいりまして、資金が自己回転をいたすようになってきた、こういうことでもございまして、今後はおつぱら探鉱の結果得た利益を回転して再投資するということで、いわゆる自己回転がいよいよ始まる、こ

ういうことに相なつたわけでございまして、今後の政府のSK、石油資源開発会社に対する資金的な援助というのを、もつぱらいろいろ開拓等の活動を行ないます場合の資金ショート、どうしても資金の調達に他の方法で十分でないという場合の資金のショート分の穴埋めをしてやろうじやないか、こういう考え方に相なつてまいりまして、本年度は実はそういう意味からその金額は政府保証債の五億円だけでございまして。先ほど二億の出資があるというところをお答え申し上げましたが、この二億の出資は、いままでに政府の出資がございまして、いま国内の探鉱のためにこれを使う、こういう意味ではございせんが、今後海外の原油を開発していく場合に、実は予算の要求で、海外原油探鉱事業団という構想で大蔵省に要求したわけでござい

ますが、それが今後やはりSKを中心にしたしまして、そういう活動なり投融资をしたならばどうであらうかというところで、そういう意味からとありえず二億円の出資を認められた、こういうかっこうに相なつておるのであります。

○中田吉雄君 そうしますと、二億の出資があるが、国内の探鉱には使われない、昨年は十億だった政府保証債もこれは五億になった、それで、あとは自分のところで生み出した黒字とその保証債の五億などが国内の探鉱に用いられると思うのですが、そうしますと、国内の探鉱に対しては、三十九年と、三十八年はどういふふうな関係になりますか。石油資源開発株式会社……。

○政府委員(加藤次君) 大体五九年

計画で石油資源の探鉱に振り向けられる資金が二十二、三億ありますが、三十八年度の実績は大体二十二億円、三十九年度の見込みといたしましては二十三億五千万円、これだけの資金を探鉱に入れる、こういう計画になっておるわけでございます。

○中田吉雄君 昨年二十二億で今年度が二十三億と予定されるということだ

す」と、あまり拡大的な探鉱投資でない
ので、現状維持というようなことに
なってしまうと思うのですが、この程
度探鉱をして、ある意味ではこれまで
百五十五億の出資があつて、そういう
もので探鉱をやつてきたので、今後あ
まりやらないということになります
と、これは大体どういうふうな埋蔵量
指数といますか、R P 指数ですね、

SKKが幾らになる、健全な過去の資産を食いつぶすようなことのないように、石油資源開発株式会社も帝石の二の舞を踏まぬように健全な埋蔵量指数を確保できるものか、両者の指数はどうなっているか、そういう点を……。

○政府委員(加藤悌次君) 現在石油資源開発会社なり帝石等の探鉱活動、これはもっぱら、先ほどお答え申し上げましたが、昭和三十七年度を初年度といたしますところの第二次開発計画に準拠してやっておるわけでございまして、この開発計画の数字を一つの目標にして試掘探鉱活動なりあるいはそのために必要な投資をする、こういうことでやっておるわけでございまして、そういう面から見ますというところ、石油資源開発株式会社過去の探鉱投資額なり、あるいはいたいたし申し上げました来年度の探鉱のための投資の二十三億五千万、これが大体この計画の線

に乗っておる、こういうふうにご考へておるわけでございます。お尋ねの例の生産量に対してどの程度の埋蔵量を確保する必要があるかということにつきましては、大体五年なり六年間の分のの埋蔵量を常時持っておる必要があるというふうな考え方でこの五力年計画もされておる、こういうふうにご承知をいたしております。

○中田吉雄君　そうしますと、本年度は二億の政府出資があるが、これは海外油田の開発ということ、大体第二次五カ年計画に準拠して、そうして本年度は二十三億という探鉱投資のようですが、それで大体五年とか六年とか埋蔵量を確保できる、健全な指数を保持できるだけの国内探鉱になるのですか、その点はどうですか。

○政府委員（加藤勝次君） この埋蔵量の計算のしかた、実は非常にむずかしい問題でございまして、ただいま申し上げました点を目標にしてやっておるわけでございますが、大体この程度の投資で、これはやってみないと、どの

程度当たるかという問題があるわけでありまして、わからないわけでありますが、いままでの実績等からみて、この程度の投資額があれば、いま申し上げました埋蔵量の確保はできるのではないか、この生産の目標なり探鉱投資額というものを、過去の実績値を基準にいたしましたして、いま申し上げましたP分のR、これを五ないし六にやるということを目標にして、この数字がはじき出されておる、こういう次第に相なっておるわけでございます。

○中田吉雄君 私は石油資源開発株式会社法で、会社の目的の第一条に、石油資源の開発を急速かつ計画的にやる

ということで、国の内外を含んでいるかどうか。当初はやはり私は国内資源の開発だったと思うのです。それがただいま加藤局長が言われたような経緯があつてこういうふうになつたと思うのですが、私はいまの政府の保証債五億しかつけないと、そしてあとこれはまでの政府出資で探鉱したやつ、それで自己回転をして黒字をつくつて、そ

れで回していくというのでは、まあ第二の帝石をつくるということで、帝石がもう一つできたというようなことで、当初の参議院の大蔵委員会での法案ができた当時の重要な役割を果たされた田中大蔵大臣等の説明とも非常に反していつてしまつて、これではどう言おうが、あまり大した開発もできないで、結局帝石が二つできた、そう

いう技術者を温存し、養い、熟練した人をつくって、海外油田の開発ができるというような意味はあると思うのですが、もっと国内資源を積極的に大規模にやるというような意図は、これは放棄するきっかけになるのじゃない

か、だんだん国内のほうはこの程度にして、そしてあととは第二のアラビアのようなものはないかというようなことで、国内資源の開発をおろそかにするようなきっかけになりはしないか、三十九年度の予算の性格はそういう方向を意味するものじゃないかと思うのですが、それはいかがですか。

○政府委員(加藤勝次君) 先ほどもお答えいたしましたように、現在われわれがこの国内の石油資源の開発のほうで準備いたしておりますのは、昭和四十一年度までの第二次の開発五カ年計画でございますして、この五カ年計画によりまして、昭和四十一年にお

ける原油の生産量は百五十万キロリットル、こういうことに相なっておりまして、少なくとも昭和四十一年度まではこの目標の数字をひとつの指針といたしましてわれわれは進めていきたい、こういうふうと考えておるわけでございします。ただその後その四十一年の百五十万キロリットルをどの程度上げていいかということにつきましては、まだ

本格的な検討を経ておらないわけですが、別に通産省の中に産業構造調査会というものがございまして、その中の総合エネルギー部会でこの問題をいろいろ御検討を願ったわけでございますが、そこで一応出ております結論といたしましては、今後大体この百五万ないし百十万という数字の横ばいで考えてみてはどうかという結論に

相なつておるわけでございますが、現在のところまで私ども国内の原油の今後の開発については、一応の考え方としては、四十二年度以降大体横ばいくらいで推移することであらうか、こういうことでございます。先ほど申

し上げましたように、エネルギー総合部会は必ずしも本格的なそういつた面からの検討ではございません。いづれこの計画の四十一年度を終わる段階においては、再びこの石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会にいろいろお諮りいたしまして、今後どういうふうに考えればいいかというようなことをきめてまいりたいと思いますが、現時点における一応の考え方としては、いま申し上げたようなことでございます。

○中田吉雄君　たしか私の記憶が誤りではないとしますれば、戦前日本の国内の生産額というものは西ドイツよりもかえって多かったのじゃないかと思

いますが、その西ドイツが戦後たしかに六百万トン国内の石油資源を開発した。これは地質構造によることですから、それをいちがいにとこうすることはできないのですが、そういうこととてはかながみますと、この産業構造調査会の部会が大体百五十万キロリットルといふことですが、もう大体石油についてそれが限度といふふうに見られた

のですか、どうですか。

○政府委員（加藤次君） 先ほど申し上げましたように、現在の段階では一応この程度ではなからうかという感じでございます。いずれこの四十二年度以降のものの本格的な考え方につきましては、石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会、これにいろいろお諮りをいたしまして、本格的な数字をきめ

てみたい、こういうふうに感じておるわけでございます。少なくとも四十一年度までは第二次の五カ年計画に準拠いたしまして進めてまいりたい、こういう考えでおるわけでございます。

○中田吉雄君　石油とガスの開発にか

らんで、石油資源と帝国石油と一体のもたと、どう計画を推進されるかということとは重要な問題だと思いますが、とにかく私は、何といっても本年度は二億の出資しか政府がしない。そうしてこれも海外の油田の開発だ、国内はもう自力でやれということとは、やっぱりもう突っ放してしまつて、これはどうあろうが第二の帝国石油です。まだ配当をつけないでいい。これまでの百数十億の探鉱投資でやれるでしょうが、何といつても小型小型といつては恐縮ですが、同じ型の帝国石油が一つできたということ、やはり大蔵委員会、田中大臣が言われた石油資源ができた当

初のところから非常に後退してきて、海外のほうに手を出していくということ、国内はあきらめてしまったということ、部会で四十一一年までは大体これでやるといふことですが、私はやはりフランスやドイツ等が国内、海外両者を含んだ大規模な探鉱活動をしていくことを思ひますと、私は今回石油資源開発にたった二億しか出さない、政府で出資をつけないだということとは、何としても大きな後退じゃないか。調査してみますと、フランスなんかは、ガソリン、トン当たり二千円で、百六十億の消費税を吸い上げ、これを海外油田の探鉱活動にぶち込んでいく。それからドイツも国内の開発は、大体六百何十万吨で一巡したというので、八億マルク、一マルクは九十円ですから七百二十億を六年間に、一年に百二十億の海外油田の探鉱活動をやるといふのに比べますと、あまりにも規模が小さくて、野心が少な過ぎる。このエネルギー部会でも原油の供給源を分散し、そうして国際石油資本の価格形成をコントロールするために、海外油田の開発が必要だということ。それにしても二億じゃ少ないし、これは地震探鉱をちょっとやる程度じゃないか、それにしても私は、それよりもっと重要なことは、政府がこのたび出資しない、四十一年度までの程度でやるといふことなら、二年も三年も先までの程度でやるといふことなら、結局帝国石油がもう一つできたということ、やはりわれわれとしては、もう少し石油資源に対して政府がリスクを見て、自己回転せよというふうなことでなしにやる必要がある。また新潟なんかは新産業

都市に指定したって、石油やガスを開発せねば新産業都市の開発の意味もないのですし、そういう点からいって、私は今回の石油資源開発に対してつけた予算というものは、どう局長が弁明されようが、もうこの程度では国内は石油資源と帝石でやれる程度で、あとは海外からの輸入に待つということに結果としてはなるのじゃないでしょうか。その点はどうなんですか。四十一一年までやって、その後はもう一べん再検討して、画期的な手を打つというのですか、それはどうなんですか。

○政府委員（加藤 次郎） 私は、技術的なことはわからないわけでごさいます、この開発審議会の先生方ではないが、日本の地下の状況等を検討していただくまで、立てていただいた目標がどういふ数字であるわけでごさいます。私はやはりこれを尊重して、いふ必要があるのではなからうかという事は感じを持っておるわけでごさいます。原油につきましては、先ほど申し上げましたように一応四十一年度を百五万キロ、その後は大体横ばいという感じの数字が出ておるわけでごさいます。一方、天然ガスにつきましては、昭和三十六年の実績が大体十億立方メートルであつたわけでごさいます。これを目標年次の昭和四十一年度には二倍半の二十五億まで持つていく。さらに総合エネルギー部会が一応掲げておられます数字によりますと、四十二年度にはこれを二十八億立方メートル、四十七年度には五十億立方メートルまで持つていく、こういう目標の数字が掲げられておるのでございまして、先ほど御指摘がございしましたように、天然ガスは必ずしも所期の

効果をあげておらないということでもございしますので、今後この天然ガスが計画どおりの生産が確保できるかどうかという点につきましては、私ども非常に関心を持つておるわけでごさいます。で、この面につきましては、政府の助成をいたしましては、御承知の探鉱補助金があるだけでございまして、その補助金の予算が昨年は六千五百万円であつたわけでごさいます。本年度はこれを一億に増額をさせていただいた、こういう関係に相なつておるわけでごさいます。今度の帝石の問題等を契機といたしまして、どうもこの補助金の金額なりあるいはその運用のあり方について、問題があるのではなからうかという感じは持つておられます。今後天然ガスの探鉱なり開発をより一そう促進していくという面からの検討は、真剣にやつてまいらねばならないというふうな考へておるわけでごさいます。

○中田吉雄君 福田大臣がおいでになつたので、ちょっと突然で恐縮ですが、ガスにしても、石油でも、もともと国内資源をぎりぎりのところまで開発してみたらどうか、特にガスなんかは、新潟などは新産業都市に指定して、新産業都市に指定して、探鉱活動をつくらうというわけでごさいます。ガスをもっとして新産業都市をつくらうというわけでごさいます。それとあまりできないし、この石油資源開発に對しまして、これまでは探鉱資金を国内のほうにつけておつたので、今度、政府保証債を五億つけるだけで、あとは自まかないでやれということ、国内の開発に對しては政府出資がなかつたというところは、もう国内の開発をあきらめてしまつたのか。そうして二億ついています。これは海外

油田の開発ということになつて、もう見切りをつけて海外に手を出し、結局帝石がもう一つできたようなことになりませんか。それでは昭和三十年に石油資源の法律ができた当初の設立の目的に沿わぬじゃないか、こういうことなんですか、いかがでしょう。

○國務大臣（福田 一君） 国内の資源の開発ということ、これは中田委員も御案内のように、特にこのエネルギー源につきましては、外貨との関係もあらうまく利用するからということが、日本の産業育成の意味からいつても非常に大事でございまして、われわれとしては、これをあきらめたというふうなことは絶対ございせん。もともとやらなければならぬと思つておるのですが、ただいろいろ予算編成のとき等々において折衝をいたしております。段階において、なすべきことがいろいろございしますので、十分そのほうに予算がつけられなかつたというところは、われわれとして非常に遺憾に思つております。しかし、今後とも国内資源開発のための予算を増額することについては、努力を傾けてまいりたいと考えておる次第でございまして。

○中田吉雄君 予算全体のやりくりで、大臣の御説明もよくわかりますが、これまで毎年つけておつた国内の探鉱活動のための政府出資がなくなつたというのは、私は、やはり石油資源開発の一種の性格の変化で、もう国内は大体この程度という見切りをつけて、アラビアのようなことがもう一べんないかというふうなことで、スマトラの辺に出ていって、国内資源の開発

をおろそかにするのじゃないか。昭和三十年にできた当時の歴史的な使命に反するのじゃないか。もつと思ひ切つて探鉱活動ができるような措置をやつてやるべきじゃないか。こういうことですが、もう時間がありませんで……。

そこでお尋ねしますが、最近帝国石油の問題がいろいろ話題になりました。これは一つの私企業ですが、しかし関連産業に対する影響等から考えますと、石油資源開発会社と並んで重要だと思ふのですが、将来の探鉱の政策については、またいろいろお尋ねするにいたしまして、これは経営者の責任が第一義的には問われるべきである。しかし、やはり政府がとらるべき政策について十分でなかつた点がまず第一です。これが帝国石油の今日になつた理由の一つじゃないか。あとでも詳しくお尋ねしたいと思ふのですが、二十二億四千万ですか、石油資源に對する出資、それから毎年七億ないし八億近い地方税、国税を納めて、そして、まあ石油資源開発には及ばぬでしょうが、七、八億程度の探鉱活動をやつて、配当をやつて、これはもう成り立つわけがないと私は思ふのです。それはパイプラインの問題等もあとで述べたいと思ふのですが、こういうリスクの多い仕事で、七億も八億も五年間に中央地方の国税を三十億納めて、二十二億四千万も配当なしの出資をし、そしてやるというところは、なかなかやれぬので、経営者の責任もさることながら、やはり通産省とされても、ひとつ力を貸してやられてしかるべきじゃないかと思ふのですが、いかがでしょう。

○国務大臣(福田一君) この帝石の問題につきましても、従来からも、いま中田委員のお話がございましたようないわゆる石油資源に対する出資の問題、あるいはまたそういうようなその他いろいろの成り立ちからいたしまして、いろいろの問題が包蔵されておりました、われわれといたしましては非常に心配をしております。何か方法がないか、特に肩がわりいたしました二十二億四千万円につきましても、何らかの措置が講じられないかと思っておりますが、今日まで十分なる措置がとれておらなかったという事は、まことに遺憾にたえないと思っております。そこで今度新しい社長が就任をいたしましたのを機会に、いろいろと帝石の合理化の案を考えまして、何とかして帝石を建て直したい、こういう意味で案を出してきておりますので、大蔵大臣とも連絡をいたしまして、たゞいま事務局をして何らかの措置、いかどうかということ、帝石から出した案を中心にして検討をさせている段階でございます、われわれとしては事務のはうで十分に話し合いをしております、その結果、できるだけいい案ができて、これが実現できれば非常にけっこうだ、こういうふうな考えでいるところであります。

○中田吉雄君 私、ずいぶん帝石は人がいいと思つてゐるのです。いま加藤局長と質問のやりとりをしましたが、廃止になる法案に基づいて千六百の鉱区を譲られ、そうして二十二億四千万ですか、出資をして、しかもこれで五年は配当しちやいかんという規定

が、石油資源開発株式会社の十五案であるのです。二十二億四千万も無配でし、そうして千六百の鉱区を譲り、これで会社が成り立つと思つておつたことは、私は帝石も当局も不明だと思つたのです、ある意味では、そういうことでは私は成り立たんと思つたのです、が、私は現物出資だと思つておつた。ところが、今回立法審査局を通じて調べてみると、みな現金で出資してゐる。現金で出資して、これを八分の利子であるいは八分の配当で計算しても、三十五億になるわけなんです。帝石がずいぶん高利の金を借りてゐるようですが、両建てし、歩積みしたりすると、とても八分などではないのです、とにかく二十二億四千万出資して、十年間配当なしできてゐるわけなんです、これはやはり当初石油資源開発株式会社法にそういう規定があることを承知の上で出したことですが、出資して配当があるがなからうが、これはしょうがないわけですが、しかし国策会社に出資してゐる。こういう点については、福田通産大臣は、ただいま新しく陣容が変わつた社長を中心に検討してゐるから、それらに基づいてということですが、やはり二十二億四千万出して、八分の金利でも三十五億になる。これを全然無配で十年間出しておつたということは、何とんでもない石油の経営に対して非常に大きな重圧になつてゐることは、まごうかたなき事実なんです、これはずいぶん前からいろいろ通産当局に御考慮をお願いしておつたようですが、いかがでしょう。

○政府委員(加藤次君) 帝石に対するいままでの政府の考え方、今度の問題を契機にいたしまして、私どももいたしまして謙虚に反省する必要があるのではないかと、どうも考へてゐるわけでございます、とりあえず再建からみましても資金の面の問題がございまして、大臣も申し上げました、御指摘の二十二億四千万について、どういふふうに考へるかという考へ方を、いませつかく事務的に検討いたしてゐるわけでございます、御指摘のとおり従前からそういう御注意を受けていたわけでございますが、今回のあつた問題が一つの契機になつて本格的に検討したい、こういうふうに考へてゐるわけでございます。

それから、二十二億四千万の出資金と申しますのは、石油資源開発会社が三十年にございまして、自來毎年々々出資を重ねてまいりまして、現在二十二億四千万になつてゐるという事は、先づ生ご存じのとおりでございます。これが当初からこれだけのものが投資されておつたというわけではないわけでございます。

○中田吉雄君 私、その点は知つてゐまして、三十年の十二月一日に二億九千万を出して、それから毎年出して、最終に三十七年五月二十九日に三千万で出資して、合計がさうなつた。それをを出資してから八分計算しますと、とにかく三十五億にはなるはずなんです。これは立法審査局で計算してもらったんですが、これは私、帝石石油以外の興亜石油とか出光石油とか、あとの一億程度ずつの——少ない額じゃないんですが、そういうふうにあつた三千万とか三百万とか百五十万というのなら、これは協力する意味でいいと思うんですが、やはり私企業に對して二十二億四千万ではなかなかわづか

ずつ出してゐるのとは性格が違つてくと思うのです。これはやはり福田大臣にお導ねしますが、石油資源は国策会社ですから、私企業にそれだけ迷惑かけてやるよりか、これはひとつ肩がわりを大蔵省と折衝されるようなことはできないものでしょうか。

○国務大臣(福田一君) お説のように二十二億四千万を帝石が石油資源に出してゐる、しかも無配である、しかも石油資源の性格等々から考へてみますと、帝石に対してこの分を何か考へてやる必要はあるのではないかと、いう意味合いにおきまして、その一つの方法としては、いわゆる政府が肩がわりをするという考へ方もあり得るわけでございます、そういう意味で今日までも予算折衝のとき等においても話題として出した場合もあるわけなんです、が、いままで実現をいたしておらなかつたのはまことに遺憾だと存じております。今後中田委員の述べられましたような趣旨に基づいて何らかの方法を講ずるよう努力をしてみたいと思つてゐます。それはただいま事務のほうでいろいろ検討をしておりますので、その検討の結果を待つて善処をいたしてまいりたい、かように考へておるところであります。

○中田吉雄君 この四月十五日の日本経済に、帝石石油の再建について、ひとつてこ入れをしようという事で、福田通産大臣と田中大蔵大臣との意見が一致した、こういうことが出てゐるわけなんです。その中に条件として、この二十二億四千万について肩がわりするか、これを見返りにして融資をするかは別にしまして、その条件の中

に、四つばかり出て、過剰人員の整理、首切りという案が出てゐるんですが、これについて福田大臣は御承知でしょうか。

○国務大臣(福田一君) 大蔵大臣と帝石の問題は何かひとつ事務の間で話をつけて考へてやろうではないかという話はいたしたことは事実でございます。そのほかの点は了承いたしておりません。

○中田吉雄君 伝え聞るところによりますと、鉱山局はやっぱりよく人が多いというふうなことを言われるそうですが、一体その根拠は何をもとにして言われるのですか、その点を加藤局長に。

○政府委員(加藤次君) この問題は、たしか昨年の十月の臨時国会のときに、先生やはり御質問がございまして、お答えしたと思つてゐますが、現在の帝石の人員を、もう一つのこれは国策会社でございますが、石油資源開発会社と比較をしてみますと、大體人員をいまして三倍、三千六百人をこす人間をいま擁してゐるわけでございます。ところが、一方売り上げの金額を見てみますと、三倍の人間をかかえておるながら売り上げにおいては五割程度しか多くない。こういう一つの数字が出ておるわけでございます、これは比較の問題でございますけれども、やはり石油資源開発会社に比べて、少し労働生産性と申しますか、そういう面において問題があるのではなからうか、こういう気がいたすわけでございます、この前の御答弁のときにも申し上げましたように、今後再建をはかる場合には人員の問題をどうするかということ、一つの検討すべき事項ではな

ろうかということ、実は私どもこの前もお答えいたしました、新規の人員の採用についても少し合理化するというのも一つの考え方ではなからうか、現にそういう考え方に基きまして、本年度の新規卒業生の採用については、そういった面からの配慮を加えておられるわけでございますけれども、それ以外にもこの人員の問題については、やはり一企業としては検討すべき問題ではなからうか、こういうような感じでおられるわけでございます、そういった問題はむしろ一企業の内部の問題といたしまして、労使間で今後いろいろ話し合いをされていかれるべき問題であろうと存するわけでございます。問題点の指摘としては先生御指摘のように、私どもはそういう問題をいままで会社に対しても持ち出しておる、こういう事実はあるわけでございます。

○中田吉雄君 私、労働組合からいろいろ話を聞いたんですが、労働組合は会社の事態を憂慮しまして、積極的な建設的な提案をして、自分たちが生涯を傾けるに足る職場にしようというので、いろいろ聞いてみますと、たとえば自然退職は年に二百人、子会社に移籍したり出向しているのが二百人、その他石油資源開発、北スマトラ、京葉パイプ・ラインというところ、に百人ぐらい出ております。そのほか物理探鉱、セラム、ボルネオ等の海外関係というふうなもので七百人ぐらいも、やはり離職せずに石油資源の総合的な積極的な、縮小再生産でない、開発で処理できるというふうなことも言っているようですが、会社はまだなかなかそれに応じないということですが、私はやはりそういう縮小再生産でなしに、まあこういう鉱山会社は特殊な技術者ですから、それが生かせるような形でやはりやるべき必要じゃないか。特にこの昭和三十年の七月二十六日の参議院商工委員会の速記録を見ますと、社会党の三輪貞治君が、当時の局長で、川上さんに対して質問をして、石油資源の開発株式会社ができるが、人はどうなるんだという、大体五六年計画でやると五千人ぐらいの人が要る、三十年度の初年度でも千二百人ぐらいとれる、三十一年には千九百、最終年度には五千八百七十五人ぐらいとれる、こういうふうに川上さんがとうとうと述べておられるんですが、聞いてみますと、九百五十人ぐらいいしかとっておられぬそうです。鉱区を千六百も出し、二十二億四千万も出するのだから、人の問題くらいは協力していただけるだろうと思つてやつた、そういう点では、やはり国策会社の立法ができたときに政府としても責任をとって、一半の責任を負うて、単に会社にまかして首切つてこれをけりをつける、そうすれば二十二億四千万の何とてかこ入れを考えようというふうな、すべての規制を私は職場の人に及ぼすようなことはやつてはならぬのじゃないか。非常に帝石に多めである労働者は特殊な技術者が多いのですから、これはやはり縮小再生産でなしに、そういう石油資源の全体の開発計画を拡大する中でやつぱり解決してやるべきじゃないか。特に石油資源開発株式会社法案がかけられた際に、そういう質疑応答もあつたんですから、だからいまその約束を果たしていつて、帝石を一そう経営困難に追

いやることはとるべきじゃないです。そういうような労働組合の提案も十分考へてやつていただきたいと思うんですが、この点はいかがですか。

○政府委員(加藤次君) 石油資源開発株式会社ができる、その当時の鉱山局長の国会での答弁、私も承知をいたしておるわけでございますが、それが必ずしもそのとおり行なわれておりません。九百五十名ばかりの移籍にとどまつてゐる、こういう事実は私も十分承知をいたしておるわけでございまして、もちろんこういう数字にとどまりましたことにつきましては、SK自体としての事情もあつたわけでございまして、一がいにはSKのみを責めるといふわけには参らないかと存じますが、ただいま今後の人員の問題をどういふふうに考へていくかということにつきましても、いま申し上げようないきさつもあつたこととございまして、また先ほど先生御指摘の組合側のいろいろ考へもあるようでございまして、今後この問題につきましても労使間の話し合いに待つべき筋合いであろうというふうに存するわけでございまして、組合のほうから指摘のございします関係の子会社、あるいはいろいろ海外にこれから出てまいるわけでございしますが、そういった関係会社への転出等につきましても、私どももいたしまして、もう一つは、私どももいたしまして、あつせん労働をとりたい、こういうふうな考へておるわけでございします。

○中田吉雄君 私は、これをSKにそういう当初のいきさつだから背負えというふうなことで、また一そう経営を困難にするようなことはこれはすべきじゃないと思うのですが、やはりガスと石油の積極的な開発、海外油田の開発等も含めて前向き、すべてを労働組合に責任を負わすというふうなことでなしにやつていただきたいという点を、それからもう一つ伺つておきたいと思ひますのは、帝石に対する融資は私企業に対しては異例のものだ、だから首を切つてもいいじゃないか、首を切るくらいのことはいじやないか、首を切つて、私は国策会社に二十二億四千、しかも帝国石油は利子を払つて資金を調達しているわけですから、これはもうそういう意味においても私はめんどろうを見えてやるべきで、私企業に対しては異例な措置ということで、たかをくくつてはいけぬじゃないかと思ふのですが、局長その点はいかがですか。

と石油の積極的な開発、海外油田の開発等も含めて前向き、すべてを労働組合に責任を負わすというふうなことでなしにやつていただきたいという点を、それからもう一つ伺つておきたいと思ひますのは、帝石に対する融資は私企業に対しては異例のものだ、だから首を切つてもいいじゃないか、首を切るくらいのことはいじやないか、首を切つて、私は国策会社に二十二億四千、しかも帝国石油は利子を払つて資金を調達しているわけですから、これはもうそういう意味においても私はめんどろうを見えてやるべきで、私企業に対しては異例な措置ということで、たかをくくつてはいけぬじゃないかと思ふのですが、局長その点はいかがですか。

○政府委員(加藤次君) 確かに帝国石油株式会社は私企業でございまして、これに対して一般に行なわれている以上の政府のバック・アップができるかどうかという問題はあつたわけでございまして、先生の御指摘のように、この国策会社であるSKに対しては資本金百億の帝石が二十二億四千万の出資をしてゐる。しかも、それがいままで全部出さなければならぬ金である、こういうやうな事実については私も謙虚に考へる必要があるんじゃないかと考へてゐる。それと同時に、今後労働問題等に關連いたしまして懸念されますのは、争議行為としてのストライキ等でございますが、何と申しましても、日本の天然ガスの供給者としては帝石は非常に重要な使命をになつておられて、化学用の原料としてはもちろんでございしますが、日常のタウン・ガスの原料としての天然ガスをいわば一手に引き

受けている、こういう非常に公共的色彩の強い企業でもございしますので、やはりそういった面等をも考へまして、先ほど大臣がお答え申し上げましたようなことで、目下事務的に大蔵省とも話し合いをいたしていると、こういうこととございします。

○中田吉雄君 この問題はまあこの程度にしたいと思ひますが、とにかく、なるほど私企業ですが、ただいま御指摘のように關連する影響も大きいわけですし、国策会社にかかると二十二億四千万も出して、まあ早く出資したのは十年間も、それを八分の計算でも三十五億も無配でやつたということ、これはもうこの会社がこれだけ成り立つというところは私は奇跡以外にはないと思ふので、早急に会社が再建案を出せば検討していただき、そして、ただ売り上げ高と人員の比率とだけ見てこれを見れば、至急に手を打つていただくことを希望をいたしまして、この問題については時間もありませんのでやめたいと思ひます。

次に伺ひたいのは、石油業法の運用の問題についてであります。最近におきます石油業界の過当競争は非常に根強いものがありまして、まあ混乱の極に達していると言つてもいいんですが、ところが、他産業に先がけて特殊立法としまして石油業法がございまして、当局はこの法律に基づきまして過当競争のためにいろいろ行政指導をなされてゐるわけですが、過当競争はちつともやみませんし、非常にむしろ出光さんの問題等を含めて激化の一途をたどつてゐるわけですが、この過当競争のよつて来たところをどう見ておられるかという点ですが、私はやは

り国際石油資本、外資の国際系の石油会社という異質なものであることによつて非常に競争が激化していると思ふのですが、どういふふうに見ておられますか。

○国務大臣(福田一君) 私は、外資系の会社が相当あるということでありますが、外資系の会社があるから過当競争になつてゐるかどうかという事は、必ずしもそういうふうな考え方をいたしておけません。ということは、いま現在において自動車産業のようなものはこれは国内産業だけでございすが、ずいぶん過当競争をしてゐるやうに私は見てゐるわけであります。外資系の会社があるなしということよりは、何と言つても石油、油というものはこれからまだまだ使つて、その量がだんだん倍にもなつて一億トンにもなるだらう、五年、七年の後には。そういうところまでいくのだ、こういうふうな七、八年たつとそういうところまでいくのだというふうな数字も出ておるやうなわけでありまして、いわゆる見込みのあるところだから、そこでなるべく早く自分のシェアを確保したい、こう思つて少しぐらい損でもかまわないからやろう、こういうわけで過当競争をしてゐるのがいまの姿である、こういうふうに見てゐるわけでございします。

との提携なしにはやはりそうむやみにたくさんさんの会社をつくつて競争ができません。そういう点でも特殊な外国資本が入つた会社があるんだとたゞいま御指摘のようにならざるを得ないから、販売のシェアを獲得するといふことが非常に大きく作用してゐると思ひます。その点は承りましてからその程度にしまして、四月一日に福田大臣が現状を見かねて大臣談話を御発表になつてゐるわけでありまして。それを拝見しますと、石油業界の現下の過当競争を自覚して、そして業法に基づく生産調整と販売価格の順守を強く要請した大臣談話を発表された。これは思い切つた私は御発言だと思ふのですが、ところが業界の状況を見ますと、実績が上からず、むしろ大臣談話とは反対にむしろこの趣旨を骨抜きにするやうな動きも見られるわけですが、この大臣談話を生かされるためにどういふやうな措置を今後お考えでしようか、そういう点をお聞きします。

○国務大臣(福田一君) 御案内のように、この四月一日からは、例のガソリン税が上がるやうなことになるのでありまして、いままで、とかくガソリンの税金が上がつたときには、ほとんど販売業者なり精製業者なりがそれをかぶつてゐるというやうな形になつておりました。しかも、石油の市況を見ますといふと、中には一万一千円くらいのもので九千円で売つてゐる。一万一千円といふのはいわゆるわれわれが基準価額と考へておつたところのものでありまして、それに対して九千円ぐらいで売つてゐる。そこにまた二千六百円の税金かかつてきたときに、それもまた自分で負担するといふ形になりますと、年間おそらく四、五百億の赤字をみん

月一日から新しくガソリン税なり軽油の引き取り税が増徴されるということでもございします。とりあへず四月一日からこの増徴になる税金だけはぜひ上乗せして販売するやうにという指導を私もいたしておつたわけですが、いまは、大体われわれの所期におきましては、大體われわれの所期してゐた方向に行くのではなからうか、しかしこれは今度の増徴されますところの税金分だけを上乗せするわけではございまして、それまでに相当くすれておきますところの標準価格に回復するといふことにはまだ遠いわけではございします。今後時期を見ながらできるだけ標準価格の方向に価格の立て直しをはかるといふことで、目下連盟の中でも寄り私どもも入りまして相談をいたしておると、こういう段階にあるわけではございします。ただ、御指摘の価格の立て直しをはかるために、やはり現在行なわれてゐる生産調整では少しまだ供給力にゆとりがあるではなからうか、そういうことで現在の生産調整で示されておられますところの各社の生産

の生産調整を行なつておるわけではございします。これをさらに一律に五%なりあるいは一〇%圧縮するといふことになりまして、やはり問題があるわけではございします。私も考え方といたしましては、一応生産調整は各社でそれを限度とする生産のワツでございしますが、あとは各社の営業政策上から見たつまり在庫が非常にだぶつくといふこととあれば、当然当該会社としては生産を圧縮するといふことがあつて思ひます。それぞれの各社における自主的な判断によつて営業に合つた生産を自主的にやりなされるやうなことであれば、かまわないのではなからうか、こういう考え方でおるわけではございします。

○中田吉雄君 大臣談話が、趣旨が次第に生かされてきつたと思ふのですが、先日も私の知人でガソリンスタンドを経営する人が来まして、いまはどのようか、これはもう販売シェアの獲得を目ざして大臣が言われたやうに、千四百円ぐらいの標準価格を下回つたもので出すわけなんです。ところが、小売値段は協定してちつとも下げない。これはどスタンドが恵まれるときはないと言われるぐらいです。しかし、もう会社経営として、あつても述べますが、たいへんで、民族系の会社なんかにたいへんなことになつて思ひますが、私は法を守り業界の秩序を安定し、また大臣談話が軽々しくされないために動向を慎重に見守つて手を打つていただきたいといふことを希望しておきます。

次にお尋ねしたいのは、この石油業界の過当競争は非常に根が深いもので、業法の運用面のみでは非常に限

があるじやないか。そういうために、民族系の企業を、中小の企業を育成するために再編成も必至じやないかと思ふのですが、そういう点についてお伺いしたいし、最近の新聞にも出ています石油安定基金の構想について四月十日の朝日新聞にかなり詳しく出ていますが、そういうものがこういう過当競争に持つ意義とか構想についてお話を聞きたい。

○国務大臣(福田一君) 私はこの民族系の関係におきましても、かなり外資をみんな借りておりますが、しかし今度のいろいろの石油の値くずれ等を考へてみますと、大資本のほうが働きかけてそうして値くずれを来たしたのもあれば、中小のほうが困つてしまつて、投げ売りをして値をくずしたというような場合もあり、いろいろあると思ひます。ただ、おしなべて考えなければならぬことは、中小の石油精製業がみんな自分でおのいわゆるガソリンスタンドといひますか、販売の組織を持つていたしておるところに非常に問題がある。これはむしろできるならば、四つか五つの中小の企業が組んで、今後そういうような販売機構を共同で一部のものはやるようにしたほうがいいのではないかと、一つ一つの考え方を持つておられます。そういうことでございませう、国としてはこれはひとつだけこれを援助するといひますか、政府としても何らかの形で援助をしてみたい、こういういま考へ方を持つておられます、まあ具体的なそれを私が明らかにしてどうこうと言つたわけではありませんが、そういう感觸で実はこの問題を見守つておるわけでありませう。中小の中

の一部には、それは非常にいいという考へを持つておるところもあるように聞いておりますが、いわゆる販売網を持たないものが精製を始めるというところになりますと、必ずそれはまた商社へ投げ売りをしたり、あるいはまた販売網を持つていろいろの弊害的な問題が起きておるようございませうので、私は特にその問題は十分注意をいたしたいと思つておられます。なお、いわゆる何らかの安定基金制度を設けたほうがいいではないかということもございませうが、これも十分今後研究をいたしまして、必要があれば私は来年度予算等においては実現をいたすように努力をいたしたいと思つておられます。

計しますと一兆五千億も税金があるわけなんです。そういう点に比べると、私はやはり石油産業に対する措置が、道路さへよくなれば消費がふえるのだというふうなことはやはりいいけな。ただいま福田大臣が言われました安定基金の構想あるいは石油資源の開発、石油資源に対する出資の増額とか、海外油田の探鉱活動とか、もつとやはり積極的に手を打つてやるべきじやないかと思ひ、特に再編成等を含めて民族系の中小石油産業を強化する意味でも、私は何らかの措置をとつていただくことを、特に税金の多いことから、希望いたしまして次に移りたいと思ふのであります。

きぬで身売りをせにやならぬのじやないかというふうなことが起こらねばいいかと思ふのですが、六百億にもない、加藤局長がいま言われたような返済期限がどんどんくる、身売りをするというふうな危険はありませうか。

石油資本についての利益の状況等についてのデータをお持ち合せていただければ、詳細なお答えを申し上げかねるわけではございませうが、いまお話しした最近の国際石油資本の傾向といひましては、原油で相当もつて、精製ではもうからなくてもいいというふうな考へ方で原油の売り込み市場を将来獲得する、こういった方向に努力を集中してまいつておるというふうな私どもも感じておるわけではございませう。

○中田吉雄君 加藤局長にお伺いしますが、油関係の三十八年度の関税収入及び九年度の予定は幾らですか。

○政府委員(加藤次君) 私のほうで一応検討いたしました関税収入の見通しでございますが、三十八年度の実績の見通しといたしましては大体三百八十億円ばかりでございます。それから三十九年度の見込みといたしましては四百四十七億円、こういう数字になっております。

○中田吉雄君 大蔵委員会に出ていまガソリン税、軽油引き取り税の実収入の推移を見ますと、昭和三十九年度は油関係で中央、地方税を通じて三千三百三十八億、ただいま加藤局長が言われまして、関税収入が四百四十七億で、油関係で四千億近い国税収入、地方税収入があるわけなんです。そうしてこれは年々石油消費の増大につれてウナギ登りにふえていくと思ふ。昭和二十四年から二十九年度まで合

○政府委員(加藤次君) いまの国際

○中田吉雄君 答へ申上げます。三十八年度、これが百六億ばかりでございます。三十九年度が百三十七億、四十年が百八十一億、四十一年度が二百六十三億、四十二年が百七十三億、四十三年度以降が六百十六億ばかりに相なつております。

○中田吉雄君 最近五カ年間にございす民族系の会社が借りましたひもつきのローンの総額は外資系のそれを上回つて六千億に達しているといふことである。そうしますと、本来自由であるべき民族系会社のフリーハントの原油輸入というワケがだんだん縮まって、いまは三〇%ぐらいにすぎない。今後さらに減つてくるというふうなことになる、四十一年、四十二年、つとますますと、こういう競争がだんだんと続いていきますと、返済がで

きぬで身売りをせにやならぬのじやないかというふうなことが起こらねばいいかと思ふのですが、六百億にもない、加藤局長がいま言われたような返済期限がどんどんくる、身売りをするというふうな危険はありませうか。

○中田吉雄君 答へは求めませんが、とにかく六百億も原油の収益があつて、かりにその七割として四百二十億も、そうみなまで使うわけじやありませんが、販売シェアの拡大のためにやられたらこれは一たまりもないと思ふので、そういう点ではやはり民族資本系の会社に対しては特に資本構成も弱いわけですから、相当の配慮をしてやつていただきたい。

が、御指摘のように民族系の精製会社を含めまして、さらにコンビナートの関係の会社、あるいは金融筋、こういったものが一体となりまして、このアラビアの開発いたしました原油のある程度のもをそこで処理するということにつきましては、非常に意義が多いことではなからうかと思ひます。特に、民族系の四社がこれに共同歩調で参加いたしておるといふことにつきましては、先ほど大臣から答弁申し上げましたように、そういった会社間の協調的な方向へ今後持っていくという面から見ましても非常に意義が多いんじゃないかろうかと、こういう感じを抱いておるわけでございます。

○中田吉雄君 時間がありますので、もう一、二点お伺いしたいのですが、石油業法が制定されてから二年の推移を見ますと、生産の調整の問題にしまして、あるいは標準価格の問題にしまして、行政指導の実績はなかなかあげられるのに苦労しておられる。そうしてごたごたが続いておる。業法の趣旨から大きくそれている。これは結局今度の肥料の法案でもそうだと思うのですが、設備の規制を除きましては、勧告と指導で強制力のない点が、訓示的な規定のような点が問題じゃないか、石油業法ができた際には、あれをワンステップにして、情勢の推移につれてこれを強化していくというふうなこともあったと思うのですが、そういう点から生産調整、あるいは製品の輸入の許可性とか価格の面についても行政指導を強化されるというふうな法の改正というものはいかがなものでしょう。まあ運用のほうでいかれるというのですか。

○中田吉雄君 時間がありませんので、もう一、二点お伺いしたいのですが、石油業法が制定されてから二年の推移を見ますと、生産の調整の問題にしまして、あるいは標準価格の問題にしまして、行政指導の実績はなかなかあげられるのに苦労しておられる。そうしてごたごたが続いておる。業法の趣旨から大きくそれている。これは結局今度の肥料の法案でもそうだと思うのですが、設備の規制を除きましては、勧告と指導で強制力のない点が、訓示的な規定のような点が問題じゃないか、石油業法ができた際には、あれをワンステップにして、情勢の推移につれてこれを強化していくというふうなこともあったと思うのですが、そういう点から生産調整、あるいは製品の輸入の許可性とか価格の面についても行政指導を強化されるというふうな法の改正というものはいかがなものでしょう。まあ運用のほうでいかれるというのですか。

その点はいかがですか。

○国務大臣(福田一君) お説のとおり、石油業法実施以来二年になりましたが、その間必ずしも十分な効果はあげていなかったかとも思ひますが、ただいまのところでは、まあ業界におきましても、やはり業法の認めるところで、いわゆる各社の生産割当てといひますか、生産ワタというものは通産省のほうでよくきめてもらつていいというふうな空気も出てきておりまして、過当競争の弊害をかなり痛感を業界自体が認識をしてくださるようになっております。そういうことであれば、私はいまの法律でもかなり実効をあげられるのではないかと思つておりますが、こしはばくらの推移を見た上での業法をもっと強化すべきか、あるいは手直しすべきかということについては態度をきめてまいりたいと思つておるところであります。

○中田吉雄君 私はやはり杞憂に過ぎればと思つておるのですが、このような過当競争が続きますと、外資系の会社は原油の販売収益にうしろだてされて、やっぱり民族系の会社はかなり非常な危険な段階にきて、出光さんなんかでもなかなか危険じゃないか、そういうことになる、いまはシェアの拡大のために安売りをしておつても、まあアジアにおける最大の市場としてねらつておるその制覇ができれば、安い価格を長期的に保障するという体制もありませんし、石油業法の趣旨を生かすために十分な行政指導をしていただくことを希望して、私の質問をやめます。

御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(前田久吉君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(前田久吉君) 次に、産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題とし、中小企業金融問題に関する件の調査を進めます。御質疑のある方は順次御発言願ひいたします。

○中田吉雄君 これは、日本貿易振興会の余裕金の運用にからみまして質問申し上げたのですが、その後専門調査室の御協力をいただきました。全部調査してみました。そうしますと、わかりましたことは、古い年代にこの立法措置がありましたものは、国債を買ひ、あるいは郵便貯金をするというふうなことになるのですが、ところが、ぜひ注目していただきたい点が二つあるわけなんです。それは、中小企業の所管庁であります通産省が、わりあい中小企業金融機関に預託なり、その債券を買えるような措置がとつてない。ところが、私これを見てびっくりしましたのは、農林省なんです。これを見ますと、農林省関係は、商工中金の債券を買ふとか、商工中金に預託するとか、農林中央金庫の債券を買ふとか、農林中央金庫に預金をするとかいって、農林省関係の余裕金は農林省関係の金融機関にちゃんと流れてくるような立法措置がとつてあるわけでありまして、ところが、中小企業のために一番所管省として御熱心な通産省が、そういうことがないわけなんです。今度でも日本貿易振興会、アジア経済研究所というふうなのは、出資があつたりしまして、これが商工債券でも買えたり、そ

こで預金をしたりすることができるようでありましたら、落ち穂を拾うようなことですが、かなり中小企業金融の一助になる。私たちがいろいろ頼まれて金庫の世話をしてしまつても、商工中金や中小企業公庫から少し融資のワタをつけていただくと、大企業に対する開銀の融資のような誘ひ水になつて、非常に協調融資もやりやすいといふので、そういう点で資金源を大いにふやさないかぬかと思つたのですが、これを私ここで取り出しましたのは、大蔵省がいろいろ言うということが通産省でやれぬことはない、また、この余裕金の運用先をどうするかということとは、今国会中でもやればやれる。これは衆参両院与野党ともあまり反対はないと思つたので、私はよその省のことは言ひませんが、中小企業金融を手助けする意味で、少なくとも農林省がとつておるような措置を今国会でとつていただくことが必要じゃないか、そういうことはできるのじゃないかと思つたのですが、福田大臣の御所見と、これを大臣の命を受けて、中小企業庁の中野長官のところでひとつ作業をして、今国会で間に合わせられるだけの熱意があるかどうかということを持ちたいと思つたわけでありまして。少なくとも私は、農林省がやれるのに通産省がやれぬという法は、大蔵省は反対せぬと思つたので、その辺をひとつ御検討をお願いいたします。

○国務大臣(福田一君) お説の趣旨はよく承知いたしましたし、御趣旨のよう措置をいたして参りたいと思ひます。ただ、時期等については十分研究をさせていただきますと思ひます。

○中田吉雄君 会期も残り少ないことだし、御無理も言えぬと思つたのですが、大蔵省は、私農林省がやつておることですからもう文句は言えぬと思ふ。中小企業金融は非常に困難ですが、中小企業金融公庫や商工中金からワタを少しもらつと、大企業に対する開銀の融資のような誘ひ水になつて、中小企業金融の一助になると思ひますので、私は早急にひとつ検討していただくことを、これは私の秘書と専門調査室でいろいろ苦労して、通産立法やなんかつちこち引っぱり出して全部調べてみて、決して不可能ではない、先例も十分ある、大蔵省がつべこべ言うことは、もう農林省の例を見てもできぬと思ひましたので、たいへんおそくなりまして、特に大臣に切望して私の質問を終わります。

○委員長(前田久吉君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(前田久吉君) 速記をつけ。他に御発言もなければ、本件はこの程度にとどめます。午後一時三十分再開することにいたします。暫時休憩いたします。

午後零時五十八分休憩

午後一時四十八分開会

○委員長(前田久吉君) ただいまから商工委員会を再開いたします。金属鉱物探鉱融資事業団法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。御質疑のおありの方は、順次御発言願ひます。

○阿部竹松君 法案の審議をする前に、局長さんちよとお尋ねしたいのです、この法律ができた当時、自主探鉱ですね、この事業団みずから掘鉱をやつてはいかかというのが衆議院、参議院で、局長は当時担当外ですから御承知置きなかつた点なすね。まあ若干進んではあるが、その点はどういうことでこういうふうになつたわけですか。

○政府委員(加藤次君) 昨年度の予算を大蔵省に對して要求いたします場合に、この事業団の目的たる事業といひまして、現在やつております探鉱資金の融資のほかに、いわゆる自主探鉱もできるように、両方の実要求を出したわけでございますが、遺憾ながらそれがものにならなかつたというところでございまして、この事業団法が国会で御審議の過程におきましても、特に衆議院におきましては、委員会に附帯決議をもちまして、ぜひ三十九年度には自主探鉱ができるようにすべきだと、こういう附帯決議等もいただいております。そういう線で本年度の予算要求をいたしました結果、私どもとしては、必ずしも金額的には満足な金額ではございませんが、一応大蔵省の認めるところと相なつたわけでございます。

○阿部竹松君 結論的に、まあ端的な表現を使うと、大蔵省に削られた、こういうふうに解釈してもよろしいうございませうか。

○政府委員(加藤次君) そのとおりでございます。

○阿部竹松君 それから衆議院のほうの今回の審議の結果の附帯決議に、鉱床補てん準備金制度ということが盛り

れていては、どうお考えになつておりますか。

○政府委員(加藤次君) これは税制の一環といひまして、実はこれは年

来の懸案事項でございまして、かつて数年前、政府の税制調査会でも一応議論のあつた懸案事項ということに相なつておりますが、いろいろ審議の結果、それが認められませんでした。そのかわりに、探鉱用の機械等について思い切つた償却制度を認める、こういうことになつております。御承知のように、探鉱関係の特別償却制度というものがあつたわけでございます。やはり基本的な考え方といひましては、鉱山の仕事の特殊性から見まして、生産の一方、これと並行して探鉱活動を続けるということになりまして、生

産の一方、これと並行して探鉱活動を続けるということになりまして、生

産の一方、これと並行して探鉱活動を続けるということになりまして、生

産の一方、これと並行して探鉱活動を続けるということになりまして、生

産の一方、これと並行して探鉱活動を続けるということになりまして、生

産の一方、これと並行して探鉱活動を続けるということになりまして、生

産の一方、これと並行して探鉱活動を続けるということになりまして、生

産の一方、これと並行して探鉱活動を続けるということになりまして、生

産の一方、これと並行して探鉱活動を続けるということになりまして、生

産の一方、これと並行して探鉱活動を続けるということになりまして、生

産の一方、これと並行して探鉱活動を続けるということになりまして、生

産の一方、これと並行して探鉱活動を続けるということになりまして、生

産の一方、これと並行して探鉱活動を続けるということになりまして、生

産の一方、これと並行して探鉱活動を続けるということになりまして、生

産の一方、これと並行して探鉱活動を続けるということになりまして、生

産の一方、これと並行して探鉱活動を続けるということになりまして、生

産の一方、これと並行して探鉱活動を続けるということになりまして、生

産の一方、これと並行して探鉱活動を続けるということになりまして、生

○政府委員(加藤次君) 先生御指摘のような御意見、前々から伺っておりまして、われわれ、できるだけ事務処理を早くしたいということで、本年度もすでに各山から計画等を全部取りまして、大体いまのところだと、六月の初めには全部決定をいたしたい。あと、まあ大蔵省との現実の金を出す場合の問題があるわけでございますが、そういういままで御意見を伺っておりまして、できるだけ迅速に取り運びをいたしたい。

それから、これは地方の通産局が窓口になっております関係から、どうしても通産局の所在地までお出向願うということとは、ある程度やむを得ないのじゃないかと思っておりますが、手続等の面につきましては、ぜひ簡素化をやっておきますが、今後とも十分留意をいたしたい、こういうふうに分るわけであります。

○阿部竹松君 この法律は、融資専門のところから請負にしたところで、とにかく、事業団がボーリングやろうというのですから、一歩前進であることは、これは間違いない。ただ、いま局長さんの御答弁のように言いますと、まあ秋田からやられると、こう言う。そうすると、これはもう中小がほとんどと言って語弊があるかもしれないが、鉱区を持つておるものではなく、大企業が恩恵をこうむるのです。中小はほとんどない。外国商品の貿易自由化によって太刀打ちするということになれば、一番先にやはり痛めつけられるのは中小企業です。製錬所を持つておらぬです、鉱区が悪い、手持ち資金もないのですから、ボーリングできないというときに、これはやはり

これでいきましても、大企業が恩恵を受ける率が膨大で、中小企業はほとんどなからうと思いますが、事業団としても、おっかなびっくりですから、ただ鉱区があるというだけで、自分のところをやっておらぬところに、簡単にボーリングやらぬと、そうすると仏つて魂を入れないということになる懸念がありますが、そういう心配はないですか。

○政府委員(加藤次君) 先ほど御説明が足らなかったかと存するわけですが、今度の事業団が行ないますところは精密地質調査と申しますのは、ある一定の地域にいわゆる越後ボーリングと申しますが、当該地域が現に稼行されているといかないにかかわらず、有望な地域についてボーリングをおろす、こういうことでございすので、結果的に現在稼行していない中小鉱業権者の持っている鉱区がもしその地域内にあるとすれば、そこにもまたボーリングをおろす、こういうことになるわけでありす。

○阿部竹松君 次いでお尋ねするわけですが、この事業団が独自の立場で、いま局長のお考えの中にあつたように、秋田なら秋田をやろうというわけですが、それとも、事業団に全部申請させて、中部から近畿から、あるいは九州のほうまで、全部申請させて、そこで設定するものですか。その点はいかがですか。

○政府委員(加藤次君) この事業団の行ないます地質調査は、できるだけ効率的に行なう必要があるわけでございますので、私も考えています。この事業団が精密な地質構造調査をやる前の段階といたしまして、一昨

年から工業技術院の地質調査を、いわゆる広域調査というものを行なつておるわけでございしますが、これは大体物理探鉱、地震を鉱等の地表調査から始めまして、適当な地域のところに、千ないし千五百メートルくらいのボーリングをおろすわけでございしますが、そういう地質調査所のいわゆる広域調査によつて、地下の大構造が判明する、その次の段階で、大体この辺を重点的にやれば胚胎しておるんじゃないか、こういう見当をつけて、集中的に事業団によるボーリングを行なう、それをさらに一つの参考指針にいたしまして、個々に鉱業権者がいわゆる自己の責任においての探鉱活動を行なう、こういう順序で考えておるわけでありす。

○阿部竹松君 その場合、四百メートル、五十本というお話ですが、これはあくまで標準であつて、四百メートルというのは、五百メートル、六百メートル、ボーリングする場合もあり得るわけでしょう。

○政府委員(加藤次君) 四百メートルと申しますのは、平均的に申し上げたわけでありまして、いわゆる地層の構造の上がり下がり等がございまして、ある場所では百メートル、百五十メートルでいいという場所もあるわけでありまして、逆に四百メートル以上の深さまで掘らなければならぬという場合もあり得るわけでありす。

○阿部竹松君 いま国内でやっておる大手の場合でけつこうですが、大体平均どのくらいの深度でボーリングしておるわけですか。

○政府委員(加藤次君) 大体大ざっぱに、平均的にみますと、百五十ない

し二百メートルというところに相なっております。

○阿部竹松君 次にお尋ねするわけなんですが、銅の場合ですね、坑内へ入つてボーリングをする、直接調査をやつて、こういうこともやられるわけですか。

○政府委員(加藤次君) 大体地表からのボーリングをやるといふことを原則に考えております。

○阿部竹松君 局長はよく御承知のように、一つの会社でやはり億単位の金額で探鉱をやっております。ですから、全国的にみて、予算もきまつてしまつたから、この場で申し上げても、これはすでに月おくれなんです、あまりにも微々たるものであつて、ものにならぬような気がするのですが、ほとんど大仕事なんかできない。やらぬよりましという程度のもので、それが、将来どうお考えですか。

○政府委員(加藤次君) 先生も御承知のとおりですが、実は私も、予算要求のときに二億の事業規模をもつていったわけでありす。何ぶんにも、財源の関係から三分の二の規模に縮小せざるを得なかつたといういきさつがあるわけでありす。これは初めての仕事でございまして、本年度はこれで一応やってまいりまして、いま先生の御心配のようなことにならなければ幸いと思ひますが、実績を見て、来年度は実情に即し、しかも効果的になるような予算の要求もいたしたい、こういうふう存じております。

○阿部竹松君 そこで、これを見ると、資金の流用等はできぬようですが、もう少しやってみたいというふうなことになる場合、この融資する金を

をこちらにということは、法律では不可能ですか、そういうことはとてもできませんね。

○政府委員(加藤次君) これは一般の融資事業と別に、独立の会計といひますか、区分経理するということになつておりました、いま先生の御指摘のようなことはできないたてまえになつております。

○阿部竹松君 そうしますと、結局、五十本が三十本になる場合もあり得るし、五十本が二十五本になる場合もあり得る、あるいは五十本が六十本になる場合もあり得る、予算の範囲内でやると。こういうふう理解してよろしうございすか。

○政府委員(加藤次君) さようでございす。

○阿部竹松君 そうすると、たとえば同和なら同和、あるいは日鉱なら日鉱の会社が、個々に予算の範囲内で自分のところでやりますという場合には、その日鉱なら日鉱、同和なら同和に対して、やはり金を出すのですか。

○政府委員(加藤次君) これはあくまでも個々の鉱業権者の仕事の関係とは無関係でございまして、現在すでに各鉱山会社で手をつけておるところはそれ以上調査をする必要がないわけでございますので、今後新しく手をつけなければいけないようなところを事業団の手である一定の地域を限りまして、計画的に行ないたいというふうなことでございますので、あくまでも事業団自体の責任と計画に基づいてこれを行なう、こういうたてまえになつておるわけでございす。

○阿部竹松君 そういう鉱区がありすかね。全然手をつけておらぬという

ところ、たとえば具体的にどういうところ、こういう鉱区があるということをお示し願えばこれはお示しいただきたいのですがね。それはもう秋田でも山形でも、あるいは岩手でも、あれでもずいぶん手をつけておるのです。全然手をつけないという鉱脈なんというのはいないですよ。そこで一つの鉱脈を発見したと、そこをやっていくうちにボーリングすることによってまた鉱脈を発見し、あるいは次から次へと連鎖反応的に鉱脈を発見したということ、これはあるのです。しかし、いま局長のおっしゃったようなところは、私の承知しておる限りではこれはない。あれば、どこをやりますというようにことをおわかりでしたらお示し願いたいと思います。

○政府委員(加藤悌次君) まだ具体的な実施計画は法律がいよいよ成立した暁においてきめるわけでございますので、どこをやろうかということをお示し上げられないわけでございますが、あるいは私の御説明がまずかつたんじゃないかと思ひますが、非常に広い鉱区であつて、その鉱区の中のある一部で現に探鉱をやつておるということはございますけれども、相当に広くて、それ以外の場所を相当今後探鉱しなければいかぬという場合が多々あるというふうに感じておるわけでございます。たとえば日本鉱業の秋田内と申しますか、あれはおそらく日鉱さんとして独自にいろいろ探鉱された結果、あるいは鉱床が見つかったんじゃないかろうか。その結果がまた他の鉱区に参考になりまして、たとえば松峰地区の鉱床の発見が一つのあれが手がかりになつておるのだということも言い得るかも知

れませんが、考え方としては、現に手をつけてはいないけれども、やはり将来はそういう方面まで手を伸ばして探鉱活動をする必要がある。しかもそこに有望な鉱床があるかもしれない、こういうところを重点的にこの事業団でボーリングをやりたい、こういうことではないかと。

○阿部竹松君 なるほど法律が成立を見ないうちに、どこをやろうかということでは言えませんが、理屈としてはわかりませんが、少なくとも法律をつくつて金を出すと、以上は、どこにどういふものがあるか、したがってそれを対象として金を出す、法を定めるといふことにならなければならぬと思ふのですが、ですから私はここをやらないとか何とかでなくして、これはやはり私は一つの対象物があろうと思ふのです。全然五里霧中であつて、国は支出をきめるといふことはあり得ない。ですから局長のおっしゃるような方向でいくと、なかなか該当するところがない。しかし私の考えでは、いま局長の答弁の中にあつた、あるいは日鉱にしても、同和にしても、あるいは三井にしても、これは自分でみなやつておるわけですよ。そして中小企業はあるいは鉱業権を売つたり買つたりしてボーリングをやつておるわけですよ。少なくとも租

権を設定するときにはボーリングをやつておるわけですからね。そういうことなんでもう理解ができれば、こういうふうな、これは一つの例として、こういうところではどこも手をつけておりませんというところはあるのですか。

えておりますのは、先ほどお答え申し上げました秋田県北鹿地区ということ、一つの目標としておるわけでございますが、私も実は昨年の十月あの辺を見させていただいたのでございまして、相当広い地区にわたつて探鉱所が散在しておるようになつて、全然手がついておらないという地域も相当あるようでございます。たとえば大館付近とか、あるいは十和田の南のほうの地区とか、こういうところなんかも将来どんな探鉱し開発する必要があるのじゃないかという感じがしておるわけでございます。そういう余地はかなり広い地域に残されておるというふうに存じておるわけでござ

○阿部竹松君 どうも五里霧中の話でつかみどころがないのですが、石油開発資源で北海道の野幌というところでボーリングをやつた。三千メートル掘つて七千万円損してしまつた、一本で。今度は深度が浅いからそういうわけにまいらぬけれども、どうも計画性がなないのじゃないですか。それと同じような結果がそこちで出てくるのじゃないか。ほこほこやつたらボーリング会社は喜ぶかもしれないけれども、やはり一つの関連をもつてやらなきゃならぬというふうな気がしますがね。

方からするいろいろの探鉱活動が行なわれておるのでございます。こういう点の資料を一つの参照といたしまして、具体的に地域を決定する、こういう考え方でおるわけでございます。決して無計画にあつちこちで掘ろうというものではないわけでございまして。○阿部竹松君 いずれにしても微々たる金額ですから、ここできんけんこうどうとして議論するほどのものではないのであれですが、まあとにかく将来どう発展していくかわかりませんけれども、これじゃとても探鉱を始めたというふうなことになるわけでは、これは四百メートルの五十本というのですから、参議院会館でボーリングやつてますね、あれを少し大きくしたくらいのもので、これはどうにもならぬわけですが、しかし、中小に恩恵が一つもいかぬような気もするのですが、これは気の毒に思ひませんか。中小を助けないければこれはどうにもなりませんよ。大手はまあ政府にやましく言うかも知れませんが、自主的に探鉱はやはり鉱山の使命ですから、やはり何%か、一つの会社で何億という資金を投じて探鉱をやつておるわけですね。中小はさっぱり恩恵をこうむらぬわけですね。ですから中小の依頼を受けて中小に補助ボーリングをやつてやるといふことになりませんか、そういうふうな方法を講ずるようなことはできませんか。

あるわけでございますけれども、結果的には今度やる地域にかりに中小の鉱業権者の鉱区がある。その中にボーリングが打たれたということになりますれば、当然当該中小の鉱業権者も利益を受ける。こういうことに相ならうと思ひます。ただ北鹿地区が比較的大手の鉱山が多い地域でございますので、先生御指摘のようなこともあるかと思ひますが、将来たとえばマンガン鉱を指定してボーリングをやるといふようなことも考えられないわけではございまして、将来の問題として十分検討させていただきます。現在の考え方としては、衆議院のほうでもいろいろと御意見を承つたわけでございまして、現在でございます新鉱床探査補助金、これを将来とも増強していくといふふうな方向で考えていく必要があるのではないかと。こういう感じでおるわけでございまして。

○阿部竹松君 その補助金もこれは年々きまるわけですが、これもまたきわめて微々たる額で、一つの会社にあれだけいただいたら大いに役立つのですが、何十の会社が申請をして分割するわけですから、あまり足しにならないわけですね。ここは一番日本で中小鉱山が御承知のように多いわけですね。局長のおっしゃるのとおりでいくと、これはもうなかなか中小はほんとうにお世話にならぬ。ですから、貿易の自由化によつて、中小を少しでも助けてやるといふことになれば、群馬とか山形あたりでやつていただくと、これは五十本のうち一本うまい鉱脈を見つければ、これはもう一本だけでもそれ相当の価値があるわけですから、群馬や山形あ

たりでやっていたというわけには
いかなければいけません。

○政府委員(加藤次君) 事業団が探
鉱を地質調査をやりやす目的の鉱物を
何をやるかということによって、中小
の利益を受ける程度が非常に変わって
くるんじゃないかと思いますが、とり
あえず、いま考えておりますのは、鉱
業審議会で御審議をいただいている安
定臨時措置法の基準に基づきます基本
計画、実施計画をできましたときから
重点的にやっていきたいと思います。
すでに御審議をいただいて答申をいた
だいておりますのは、銅、鉛、亜鉛三
つの鉱種があるわけでございます。将
来鉱業審議会におきます鉱種の指定の
追加等々もからみ合わせながら、御指
摘の中小企業にも利益が及ぶような鉱
種の選定を将来の問題として十分検討
いたしてまいりたい、そう考えており
ます。

○阿部竹松君 いかなる法律を審議す
るときでも、すぐあなた方は将来とい
うことでずらりと体をかわされまし
が、これはできたときが局長大事なん
です。特に私の申し上げている群馬、
山形などというのは中小企業がほとん
どです。加えて鉱業審議会でも硫化
鉄、硫黄、これを重要視して専門部会
を設けられるというお話を先日局長か
ら伺ったのです。これにいまのうちに
てこ入れしておかないと、確におこっ
しゃること、ここ二、三年はやりま
せんというのをあなたはおっしゃっ
ておられるが、いまのうちに手当せぬ
ことにはたいへんなことになりはせぬ
でしょうか、その点いかがですか。

○政府委員(加藤次君) 硫黄、硫化
鉄につきまして、御指摘のように、最

近鉱業審議会の中に分科会を設けまし
て、できれば来年度予算の要求に間に
合うように一つの方針を打ち出してい
きたいということ、いま第一回の開
催の準備をいたしておるわけでござい
ます。そういうことでひとつ御了承い
ただきたいと思ひます。

○阿部竹松君 三十九年度の事業団の
融資額は幾らですか。

○政府委員(加藤次君) 二十億でござ
います。

○阿部竹松君 金利は幾らにしておる
わけですか。

○政府委員(加藤次君) 現在七分五
厘でございます。

○阿部竹松君 これは幾つぐらいの会
社に分かれておられますか、融資先は。

○政府委員(加藤次君) 本年度の第
一回の鉱山の鉱業権者の数でいいます
と、十五社でございます。

○阿部竹松君 いまの金利の問題です
が、中小企業の問題が出るたびに、自
民党の豊田先生とか、社会党の近藤先
生は金利が高い高いといっているもや
かましくおっしゃるわけですが、一般
の中小企業の場合には工場をつくって
製品を出すまで半年か一年かかる、二
年かかることは少ない。しかし、こ
の種の鉱山はボーリングから坑道を
掘って今度採鉱を始めるわけですか
ら、なかなか年数がかるわけではな
い。そうすると、これは金利を安くし
ていただかなければ困るんじゃないか
と思ひます、この点はどうですか。

○政府委員(加藤次君) 確かに先生
御指摘のとおり、事柄の性格から見
まして非常にリスキーな仕事でござい
ますので、そういうものが借金をして
やる場合には七分五厘は割り高という

感じがいたすわけでございます。実は
本年度の予算要求でも六分五厘に引き
下げるように要望を大蔵省にいたした
わけでございますが、遺憾ながら本年
度はその実現を見なかつたというこ
とでございまして、今後とも努力をい
たしたい、こういうふうな考えておる
わけでございます。

○阿部竹松君 時間がまいりましたか
らこれで質問をやめますが、局長の答
弁を聞いていますと、来年度はというこ
とと、大蔵省に切られたという話だけ
なんです。そんな自信のないこと
だったらこれは困るので、大蔵省の下
に通産当局があるわけでないのにか
ら、同列格です。何でもこういうと
大蔵省にやられたということになるの
です。一年たつて製品ができる工場
と、三年たつた製品ができる工場
と、三年たつた製品ができる工場
と、三つの国が世話をする場合には
やはり差があつてしかるべきですよ。
したがって、来たやられる、こうお
っしゃるから、ひとつあなた鉱山局長に
なられたばかりですから、来年まさか
次官になるまいから、ひとつ来年は確
かに引き下げをしていただきたいのが
第一点と、それから秋田県、北とこ
うおっしゃったが、あそこは企業ばか
りです。一つの計画に基づいてやられ
るのですから、いま変更できぬかもし
れないが、何といたしても貿易の自由化
があるなしにかかわらず、製練所を
持つておつたら中小企業は一番苦しい
わけですから、私の希望するのは群馬
県に山形県、こういうところをお願い
したいのだが、やはり中小企業を何と
か見てあげるというところで、一本立ち
でやっていける大手よりも、まず中小
というところで御配慮をいただくと

に、これは質問でなく要望として申し
上げます。

○中田吉雄君 いまの問題に関連し
て、参議院の大蔵委員会の私の同僚野
澤委員の質問に対する速記録を読ん
で、帝石やいろいろな石油資源の開
発の問題を讀んでみますと、どうも阿
部委員がいま言われたように、少し通
産当局は謙遜の美徳を発揮され過ぎ
て、もつと原局の強い要請を期待して
いる、待つてゐるのだけれども、あま
り強い要請もないしというやうなこと
がある、これはやはりはつきり速
記録全部読んでみると、田中大臣が、
言うのは悪いが——というやうなこ
とを言つておられるし、私たちが大蔵省
の主計局の人に聞いてみても、どうも
突き上げが少し足らぬように言うので
すがね。ひとつそういう点十分気にか
けて、ただいまの問題、石油資源の問
題をやつていただくことを、私あ
の速記録を見て、特にその感を深くし
したので希望を申し上げておきます。

○委員長(前田久吉君) 他に御発言も
なければ、質疑は終局したものと認め
て御異議ございませんか。

○委員長(前田久吉君) 御異議ないと
認めます。

○委員長(前田久吉君) 御異議ないと
認めます。

○委員長(前田久吉君) 御異議ないと
認めます。

○委員長(前田久吉君) 御異議ないと
認めます。

○委員長(前田久吉君) 御異議ないと
認めます。

○委員長(前田久吉君) 御異議ないと
認めます。

○委員長(前田久吉君) 御異議ないと
認めます。

○委員長(前田久吉君) 御異議ないと
認めます。

○委員長(前田久吉君) 御異議ないと
認めます。

○委員長(前田久吉君) 御異議ないと
認めます。

○委員長(前田久吉君) 御異議ないと
認めます。

○委員長(前田久吉君) 御異議ないと
認めます。

○委員長(前田久吉君) 御異議ないと
認めます。

○委員長(前田久吉君) 御異議ないと
認めます。

○委員長(前田久吉君) 御異議ないと
認めます。

○委員長(前田久吉君) 御異議ないと
認めます。

○委員長(前田久吉君) 御異議ないと
認めます。

○委員長(前田久吉君) 御異議ないと
認めます。

○委員長(前田久吉君) 御異議ないと
認めます。

○委員長(前田久吉君) 御異議ないと
認めます。

○委員長(前田久吉君) 御異議ないと
認めます。

○委員長(前田久吉君) 御異議ないと
認めます。

○委員長(前田久吉君) 御異議ないと
認めます。

○委員長(前田久吉君) 御異議ないと
認めます。

○委員長(前田久吉君) 御異議ないと
認めます。

○委員長(前田久吉君) 御異議ないと
認めます。

○委員長(前田久吉君) 御異議ないと
認めます。

第一七三〇号 昭和三十九年四月八日受理

物価対策等に関する請願

請願者 福島市山居上福島県婦人団体連合会内 菅野

八千代外千七百五十五

名

紹介議員 山高しげり君

左記事項に留意の上物価対策をたてられたいとの請願。

一、物価対策をたてること。(たとえば、消費物価上昇率が郵便貯金利率を上まわらないようにすること)

二、本年一年間は公共料金を絶対に上げないこと。

三、教育費の父母負担の軽減を図ること。(学校建設、設備等は国費、県費で全額まかなうこと)

理由

年ごとの物価の上昇に国民の生活はおよびやかされている。三十九年度一年間は公共料金を値上げしない方針をたてられたようであるが、三月現在で水道料金、タクシー料金等の値上げが行なわれている。

第一七三三号 昭和三十九年四月八日受理

東北開発株式会社の再建策に関する請願

請願者 岩手県議会議長 山崎 権三

紹介議員 谷村 貞治君

東北開発株式会社の再建策については、会社法制定の趣旨にかんがみ、根本的にその内容を再考し、新規開発事業の積極的拡大、本社の存置等東北地方開発の実態に即し、かつ実質的に開発効果をあげるよう方策を決定せら

れたいとの請願。

理由

東北開発株式会社が去る二月七日初めて正式に東北七県に示した会社再建策の要点は、昭和三十九年度から五箇年をもつて赤字に達し、再建を了することを目標としている。これが達成のため、新規事業の着手は再建見とおしのついた時期以降とする。とともに、本社機構を東京に集中し機構を縮小する等東北地方の開発のために果たすべき本来の役割について顧慮するところなく、単に民間会社の整理方式と何ら異なるところのないきわめて消極的な方策で意欲を欠いておることは、今後の開発促進上まことに憂慮にたえない。